

令和2年第3回志布志市議会臨時会会議録
目 次

第1号（8月12日）	頁
1. 議事日程	3
2. 出席議員氏名	4
3. 欠席議員氏名	4
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	4
5. 議会事務局職員出席者	4
6. 開 会・開 議	5
7. 日程第1 議席の変更	5
8. 日程第2 会議録署名議員の指名	5
9. 日程第3 会期の決定	5
10. 日程第4 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度志布志市一般会計補正予算（第7号）)	5
11. 日程第5 議案第61号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第8号）	15
12. 閉 会	30

令和2年第3回志布志市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	内 容
8月12日	水	本 会 議	開会 会期の決定 議案上程 質疑・討論・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
承認第9号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度志布志市一般会計補正予算(第7号))
議案第61号	令和2年度志布志市一般会計補正予算(第8号)

令和2年第3回志布志市議会臨時会会議録（第1号）

期 日：令和2年8月12日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 議席の変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度志布志市一般会計補正予算（第7号）)
- 日程第5 議案第61号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

出席議員氏名 (19名)

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 江 川 一 正	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開会 開議

○議長（東 宏二君） ただいまから、令和2年第3回志布志市議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 議席の変更

○議長（東 宏二君） 日程第1、議席の変更を行います。
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として座席の間隔を確保するため、会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配布の変更議席表のとおり議席の変更をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、議席は変更議席表のとおり変更することに決定しました。

—————○—————

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、持留忠義君と平野栄作君を指名いたします。

—————○—————

日程第3 会期の決定

○議長（東 宏二君） 日程第3、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日から明日までの2日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から明日までの2日間に決定しました。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。日程第4、承認第9号及び日程第5、議案第61号、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、承認第9号及び議案第61号の2件については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第4 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度志布志市一般会計補正予算（第7号））

○議長（東 宏二君） 日程第4、承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第9号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、令和2年7月豪雨による災害の発生に伴い、緊急に令和2年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、同月8日に令和2年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 承認第9号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に8億8,548万3,000円を追加し、予算の総額を307億5,325万7,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の5ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として8億8,065万6,000円増額しております。

6ページをお開きください。

21款、諸収入、5項、雑入、4目、雑入は、被災した地域情報通信基盤設備及び蓬の郷ふれあい交流センターの施設の修繕に伴う公有建物災害共済金を328万5,000円、被災した地域情報通信基盤設備のブロードバンド施設利用サービス提供事業運営協定に基づく負担金を154万2,000円計上しております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の8ページ、説明資料は23ページをお開きください。

8款、土木費、5項、都市計画費、1目、都市計画総務費は、令和2年7月豪雨による災害等で危険な状態にある廃屋の解体撤去に係る経費の一部を支援する危険廃屋解体撤去事業を180万円増額しております。

予算書の9ページ、説明資料は1ページをお開きください。

9款、消防費、1項、消防費、4目、災害対策費は、宅地災害における復旧作業に係る費用を支援する宅地災害復旧作業支援事業を450万円計上しております。

予算書の10ページ、説明資料は36ページをお開きください。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、野神小学校屋内運動場の雨漏りに対し、屋根防水改修を行うため小学校施設改修事業を1,500万円増額しております。

予算書は11ページ、説明資料は3ページから22ページになりますが、11款、災害復旧費、1項、

農林水産施設災害復旧費、1目、現年農林水産施設災害復旧費は、令和2年7月豪雨により被災した農業用施設及び林業用施設のうち、緊急に復旧する必要がある箇所に係る経費を3億5,856万円増額しております。

復旧箇所につきましては、予算説明資料のとおりでございます。

予算書は12ページをお開きください。説明資料は23ページから35ページになります。

2項、公共土木施設災害復旧費、1目、現年公共土木施設災害復旧費は、令和2年7月豪雨により被災した公共土木施設のうち、緊急に復旧する必要がある箇所に係る経費を4億9,308万2,000円増額しております。

復旧箇所につきましては、予算説明資料のとおりでございます。

予算書は13ページ、説明資料は36ページ及び37ページになりますが、3項、文教施設災害復旧費、1目、現年文教施設災害復旧費は、令和2年7月豪雨により被災した志布志中学校時見坂排水路災害復旧に係る経費を100万円、志布志城跡園路等復旧に係る経費を153万8,000円、有明野球場駐車場法面復旧に係る経費を63万3,000円、それぞれ計上しております。

予算書は14ページをお開きください。説明資料は1ページから3ページになりますが、5項、その他公共施設災害復旧費、1目、その他公共施設災害復旧費は、令和2年7月豪雨により被災した地域情報通信基盤設備の災害復旧に係る経費を617万円、蓬の郷親水公園の災害復旧に係る経費を300万円、それぞれ計上しております。

以上が、補正予算（第7号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告が提出されておりますので、まず、岩根賢二君の質疑を許可します。

○17番（岩根賢二君） 今回の令和2年7月豪雨により、本市でも大きな被害がありました。被害を受けられた皆様に、心よりお見舞いを申し上げたいと思っております。

さて、提出されました資料によりますと、建設課と耕地林務水産課合わせて1,000件以上の復旧作業委託や、130件以上の設計業務委託があります。担当職員の皆さんや作業に携わった業者の皆様の懸命な取り組みにより、ほとんどの場所で仮復旧作業が終わり、道路の通行ができるようになりました。大変ありがたく感謝しているところであります。

これだけの災害箇所を復旧させるには、相当な機動力が必要だったと思われ、果たして市内の業者だけで賄うことができたのだろうか心配もするわけですが、そこでお尋ねいたします。作業委託と設計委託それぞれに携わった業者の数を、市内外別に示していただきたいと思います。以上が1点目であります。

2点目として、このような大規模な災害が発生した場合に、担当課と建設業者の団体組織であるふるさと協議会との連携はどのようになっているのかお尋ねいたします。

3点目として、道路等の仮復旧はほとんど終わっているようですが、本格的な復旧工事はいつ

頃までに完成する見込みか、見通しをお示しください。

○市長（下平晴行君） 1点目の件についてお答えいたします。

今回の豪雨災害において、建設課所管が550か所、耕地林務水産課所管が475か所、合わせて1,025か所の崩土除去などの作業委託が必要であります。基本的にはふるさと協議会に依頼しておりますが、多くの被災箇所を早急に復旧させる必要があったため、ふるさと協議会に加入していない業者にも依頼しており、市内49社に依頼しているところでございます。

公共災害復旧工事のために必要な測量設計委託におきましては、市内10社に依頼をいたします。なお、田畑への土砂撤去復旧が50か所の測量設計業務に関しましては、県内では実績のある鹿児島県土地改良事業団体連合会へ依頼をする予定としております。参考でございますが、市内業者が建設業者登録数で77社、これは建設、塗装、電気を含むということでございます。測量設計コンサル数が10社と建築3社を除くということでございます。

それから2点目でございます。これは建設課所管分でございます。ふるさと協議会には建設業者44社、測量設計コンサル5社の49社が加入し、構成されているNPO法人であります。今回のような災害が発生しますと、大規模災害における応急対策に関する協定に基づいて、公共施設の被害情報の収集及び報告、応急・復旧作業を行っているところでございます。

3点目でございます。これも建設課所管分でございますが、今回孤立している集落の道路や幹線道路など交通量の多い路線を、優先的に作業をしているところであります。早急な市道の開通をしなければならなかったため、土砂は道路の路肩等に仮置きしている状況であり、現在もまだ作業をしている状況であります。今後は、災害査定などの手続きを経て、災害復旧工事を行ってまいります。年度内の復旧を目指し、測量設計を行っておりますが、件数が多いため、作業完了の時期は現時点では見込めない状況であります。また、橋りょうも被災しておりますので、橋りょうの復旧は単年度では難しいところでございます。

耕地林務水産課の所管分についてでございます。緊急に対応しなければならない農道や林道の崩土や水路埋塞箇所については、8月をめどに完成させる予定であります。国の補助事業については、10月から12月に災害査定を受け、その後の発注になります。本年度は公共土木施設、県道、県河川、市道、市河川の災害箇所も多いため、3月での完成は厳しいのではないかと考えております。そこで、農地や迂回路がない施設、用排水路や道路などを優先的に工事の段取りを進めたいと考えております。災害復旧事業は完成が遅くなると、営農への意欲が衰退し、耕作放棄地となるおそれがあることから、少しでも早く復旧するよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 市内の業者だけということじゃなくて、県内の優秀な専門の業者にも頼みたいということでしたね。そういうことだろうとは思いますが、これだけの箇所を復旧するには、相当な努力が必要だろうと思っております。

ちょっとお尋ねいたしますが、ふるさと協議会のことですが、市内の業者が77社あって、そのうち49社がふるさと協議会の会員だということだろうと思っておりますが、今示された数字で

すね。これは例えば担当課が、ふるさと協議会の窓口でポンと1本連絡をすれば、協議会の中でその発注がされていくのか。それとも発注自体は担当が一つ一つ発注をするのか、その点についてはどうなのかお尋ねをいたします。

それと、市長が最後の方で述べられましたけれども、復旧がなかなか進まない状況になれば、例えば農業を離れる人が出てくるのではないかという懸念もあるわけですが、そのようなことに対しての相談を受け付けるとか、そういったことも考えておられるのか、その点お尋ねいたします。

○建設課長（鮎川勝彦君） ただいまの1点目にお答えいたします。

災害の情報は建設課または耕地林務水産課等に入ってまいりますので、まず人命を第一に考えまして、孤立した集落や人家がないか、幹線道路か集落道路かなどの状況を判断いたしまして、優先順位を決めて、建設課からふるさと協議会に作業を依頼いたします。ふるさと協議会はその依頼を受け、事務局で各業者に作業の振り分けを行いまして、作業が終わりましたら建設課に連絡をいただく流れで、そのような作業を繰り返し行っているところでございます。今回の場合は、ふるさと協議会の業者だけでは作業に追いつかない状況でもございましたので、会員以外の業者には、建設課から直接依頼して作業を行っている状況でございます。

以上です。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 2点目についてお答えいたします。

議員がおっしゃられるとおり、どうしても復旧が長くなってしまうと、耕作意欲というかそういう営農的な気分がだんだんと落ちてくるという状況があるようでございます。という中で、できるだけ農地については年度内完成を目指していきたいということで、早急にできる8割補助等々を紹介しながら、とにかく急ぐ農地については、そういう事業を使っただいて、早期の完成を目指していくということで、相談者にはそういう形で案内をしているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 分かりました。ふるさと協議会の窓口が一本化されているということで、理解をすればいいんですね。と言いますのが、私がお聞きしたところ、建設業者のある方なんですけれども、担当課の職員はもう一日電話していて、大変だろうなと思っていると。こういうほかの仕事もあるはずだけど、災害のときには、いちいち業者に工事依頼をすることは大変だろうなということで、「ふるさと協議会があるのに、窓口が一本化できないのかな」という話も聞いたものですから、今されているということで理解をしますので、その方にはまたそのようにお伝えをしたいと思います。

それと、先ほどの市長の答弁で、私ちょっとメモを忘れたんですけども、激甚災害の指定というのは、10月頃になるというふうにならうと思いますが、そういうことですか。その見通しについてお願いいたします。

○建設課長（鮎川勝彦君） 現在、7月17日付けの内閣府からの文書で、今回の災害は激甚災害で対処する見込みであるということで、情報を得ているところですが、正確な時期はまだ把握はしていないところでございます。

○17番（岩根賢二君） では、市長の先ほどの激甚に関するところの答弁を、もう一回読んでいただけますか。言っていないですか。それなら、私の聞き違いでした、失礼しました。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（丸山 一君） 今回の災害は1,000件を超える件数で、市の方も業者の人たちも、大変な作業だったろうと思います。早急な対応をしていただきまして、道路等につきましては、かなり復旧されているのではないかと思います。この予算書を見ますと、一般財源で大体対応されておりますけれども、災害救助法が適用になったということであれば、国とか県とかいうところからの財政的な支援というか補助みたいな形は、これ全然今までに対しては、対応されないんですか。今からまた見直しがあるということなんですか。

○財務課長（折田孝幸君） 先ほど建設課長の方からも答弁がありました、激甚災害に指定されれば補助率の増であったり、道路、農地の施設、そういったもののかさ上げがあるという仕組みでございます。今回の専決分については、現在は、特に急ぐべき、単独で行うべきものと、それから公共事業に持って行って、設計とかしないといけない分が若干入っておりますが、今後そういった形で激甚指定されて、補助率の増となれば、またそこは財源を国庫補助に組み替えて、一般財源をその分だけ落としていくというような形になります。あくまでも単独の方が今回は多いので、今後公共については出てくるという流れになっているところです。

○12番（丸山 一君） 今の答弁でちょっと安心したところでございます。あまりにも件数が多いし、市の対応も大変だったろうと、業者の人たちも大変だったろうということで、後で対応できるということで少々安心したわけです。先ほど同僚議員の質問にもありましてとおり、まだ復旧されていないところもかなりの数が見受けられますよね。その本格的な復旧についての質問に対しては、まだめどが立っていないということでもあります。ただ、私が心配するのは、裏山が崩れて田んぼが埋まった人たちが結構いらっしゃる。そういう人たちは、その田んぼで、自分で1年分の食べぶち米を耕作されて、生産されておられたわけですけど、それが無くなってしまった人たちも結構いらっしゃるわけですね。僕も共済組合の地域担当を20年ほどやっていますので、3割以上の災害がない限りは、共済組合の方も対応できないということなんですよ。それと加入率の問題もありますので、全員が加入しているかどうかということは分からないわけですよ。でも、1年分の食べぶち米が無くなってしまった人たちが、結構いらっしゃる。そういう人たちに対する手助けというか、見通しというか、対応というか、そういうことは何もないんですか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 水稻についてはある程度の共済の制度がございますが、ほかの品目を含めて、特にそういう制度、その農地とか農業施設以外の農作物についての補助とか支援というのは、今のところ無いところでございます。

○12番（丸山 一君） 先ほども言いましたとおり、やはり1年分の食べぶち米を確保するために、先祖伝来の土地を赤字覚悟でありながら一生懸命耕作されているわけです。耕作放棄地にしたら周りに迷惑をかけるということで、一生懸命耕作をしている。私もその中の一人なんですけ

れどもね。そういう人たちが一生懸命取り組んでいる先祖伝来の土地が、裏山が崩れたことによって埋まってしまったと。特に上門の橋のたもとなんかは、約一町歩埋まっているわけですね。田んぼの中に杉の木が立っていたり、竹が立っていたりする。多分あれば1mぐらい埋まっていると思うんですよね。ああいうところの土地を持っている人たちは、もうそこしか農地を持っていない人であれば、もう1年分の食べぶち米が無くなってしまうわけですよ。ですから、そういう人たちに対するやはり対応の仕方というの、何かしら考えないといけないだろうなという気がします。ただ、僕らは、土地改良区の2か所の理事をしておりますので、その中でもやはり「共済組合に入ってくださいよ」ということを常々申し上げてはいるんですけども、100%じゃないんですよ。しかも、3割以上の被害がない限りは補助がされないということなんですよ。ですから、水稻だけではなく、今課長から答弁がありましたとおり、ほかの作物に関しても、何かしらの対応というのをこれから考えていかないことには。テレビ等ではよく言っていますけれども、50年に1回とか100年に1回とか、洪水浸水想定区域については1000年に1回というような大雨で対応を考えているんですけども、これから毎年こういうことが起きるであろうということは、皆さんの共通認識なんですよ。去年もやられた、今年もやられた、今年は今から台風がやんや来るだろう。また崩れるなという危惧の念を持っています。そしたらもう、たちごっこできりがないんですよ、これは。ですから、何かしらのやはり対応策というのも考えてあげないことには、コロナでまいつている上に、こういうことが起きると、また仕事に対する意欲というか、それがかなり減退してしまうんじゃないかと危惧を持っていますけれども、市の対応をお願いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、100年に一度、50年に一度というような災害がもう毎年来ているわけでありまして。これは共済では30%かもしれないかもしれませんが、ほかの保険等もいっぱいあるわけでありまして、そこはしっかり私どもは推進していかなければいけないし、そして自分たちの田畑は自分たちで守るといふ、基本的な考え方も持っていていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っておりますので、その辺の加入の在り方についても、行政としてもしっかりと指導していきたいというふうに考えております。

○12番（丸山 一君） 今回の災害についてであります。軽微な災害等がありまして、道路上に木が落ちていたりとか、倒れ込んだりとかいろいろしたわけですね。そういうときには、土地の所有者の山から来た崩土なり、崩落なり、倒木なりで通行止めになっていると。僕が言ったのは、そういう人たちにも、自分の山を管理する責任があるんだと。そこから落ちてきたんだから、それでももしも死亡事故があったりなんかしたら、責任追及をされるのはあなただぞということで、少しでも自分たちでできることは自分たちでしなさいということで、チェーンソーを持って来られて、切断をして、とりあえず車は通れるようにしてくれということで対応したわけですよ。今回の場合も、災害箇所というのはいっぱいあるわけですよ。皆さん言われるのは「市が何とかすつとやが」とか、あまりに箇所数が多ければ、そういうことを考えて自分たちで対応できるところは自分たちでしてくださいよということで、自治会なり土地の所有者なりの対応を、市の方でも

してもらわなければならないかと思うんですね。どうですか。

○市長（下平晴行君） 大変ありがとうございます。議員の皆さん方にもそういう指導等をしていただきながら、私どももやはり基本的には、自分のことは自分で守るということを基本にしていただいて、そして市ができることは、災害で土砂崩れ等があっても、早急に対応するという取り組みをしっかりとやっておりますので、そこ辺も併せて一緒になって、市民の安心安全を守っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑ありませんか。

○2番（南 利尋君） 今回の7月豪雨災害について、市の職員の方々の迅速な対応に対して、本当に深く感謝しております。新しい事業で、住宅災害復旧作業支援事業を実行していただきましたが、今までのこの災害復旧に対して、例えば重機だけの借入れということでいろいろあったみたいなんですけど、今回発生した災害に対しては、作業費の3分の2という新しい新規事業を立ち上げていただいてありがたいと思っております。この7月豪雨災害に伴い発生したということなんですが、今までの議員もおっしゃいましたが、甚大な災害が起きる可能性が結構あるわけですね。これからもこの新しい事業は継続されていくのかというのが一つと、令和2年7月8日から施行予定の志布志市宅地災害復旧作業支援事業補助金交付要領の附則で、今回の災害に対しては、第3条の「賃貸借の契約に基づく借家又は借地は除く」となっていますが、今回には適用されないということになっているんですが、これから起こり得る災害に対して、なぜ今回だけこの特例が適用されるような議論がなされたのかをお伺いします。

○総務課長（北野 保君） まず、宅地災害復旧作業支援事業の件でございますけれども、これにつきましては、今回の7月に発生した災害のみではなくて、要領を今回定めまして、今後発生する災害についても対応するものでございますので、そのように御理解いただきたいと思っております。

また、災害の種類といたしましては、大雨警報そしてまた洪水警報、土砂災害警戒情報が発表されたときに発生した災害となりますので、よろしくお願いいたします。

そして、賃貸借契約を結ばれた借家、借地につきましては、もともとこの要領を定めるときには、借家、借地等については、対象外というふうにしていたんですけども、宅地災害復旧支援事業、機械のリース代を今まで支援した事業がございまして、これについては特にそういった制限がなかったものですから、一旦御相談等を承っておりますので、それについては、今年度の分については対応するというので、今のところその借地の部分の要領については、来年度の令和3年4月1日以降からは借地借家等については対象外となるということで、附則でうたっているところでございます。

○2番（南 利尋君） この事業は、市長がさっき答弁されたように自分たちのことは自分たちで守るという、もう典型的な例だと思うんですね。地元の方々がみんな重機をリースされて、なおかつ個人宅を手伝って、そういう作業をされるのが自分たちのところは自分たちで守るという事業なものですから、今いろんなところで、県外にお住まいの方が親戚とかそういう方々に、これは貸借の契約はないと思うんですけど、住んでいらっしゃる方がいらっしゃるわけですね。

親戚の方が県外に住まれている、親戚の方の名義の家に住まれている方々は、いわばこれは賃貸契約でもなく、自宅でもないわけですね。そこにもし災害が起きたときに、結局、そこは賃貸もしくは貸家、借地ということになれば、この辺の見解はどういう協議がなされたのかをお伺いします。

○総務課長（北野 保君） 借家等につきましては、賃貸借契約でそういう賃料が発生している場合を想定しておりますので、賃料が発生する場合につきましては、その賃料の中に保険とかそういうものも含まれていたりする場合がございますので、それぞれ借りていらっしゃる家があるかと思うんですけれども、まずは、総務課の方に御相談いただければと思います。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑ありませんか。

○19番（小園義行君） 1点目は、今回のこの専決処分で、観光費の修繕料というのが出ていますね。これが全く触れられませんでしたので、中身についてお願いします。

そして次に、このBTV関係の地域情報通信設備の災害復旧の在り方ですね。これは、今回提案があってこういう形ですけど、これまで議会にこの地域情報通信設備は民間にお願いをする契約がもうすぐありますね。そこに対しては、この災害を受けて、どういった形でそのことを新しく形態を変えようとされていますけど、今は直営ですけど、どういった議論がされて、ここに提案されているのかということです。

あと1点は、今回の豪雨で水道施設もいろいろ被災をしたわけですね。そこについては一切ここに触れられていないんですけど、災害という形でとるやり方もあるでしょう。でも基本的には、水道のそういった施設については、1回1回の災害で対応するということについては、少し無理があるという思いがあります。そういった意味で、きちんとした予算を伴って、今後のいわゆる水の安定供給ということに対しては、一切ここに今出ていないんですけど、そこについてはどういった議論がされて、今後のそういう予算措置とか含めてされているのかということについて、少しお願いをします。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 修繕料のことをごさいますけれども、これにつきましては、蓬の郷のふれあい交流センターの脱衣室にエアコンがございまして、このエアコンの室外機が7月5日からの豪雨で落雷がございまして、その中で室外機の圧力センサーとか、圧縮機用のインバーター等が故障しまして、修繕ということでこの予算を計上して専決処分していただいたところでございます。

○情報管理課長（岡崎康治君） お答えいたします。

今回、通信設備災害復旧事業の方で、復旧に伴います修繕料を計上させていただいているところです。これにつきましては、今回初めて計上をしたところですが、これまでにつきましては、当初予算の方で予算計上をしています範囲内で対応ができておりましたが、今回の災害につきましては複数箇所が発生し、また災害の規模も大きな災害となっておりますので、補正で計上させていただいたところです。また、形態につきましては、これまでと変わってはいないところですが、現在の運営事業者でありますBTV株式会社とブロードバンド施設利用サービス提供事業

に係る運営協定に基づきまして、保守業務をB T V株式会社に委託をしておりますので、その契約の中で災害復旧への作業等についても委託をしているところでございます。

以上です。

○水道課長（新崎昭彦君） 水道施設につきましては、既定予算の修繕費と保険も掛けてありますので、施設の保険で対応したいと考えております。

以上です。

○19番（小園義行君） ただ、あとこの通信設備災害復旧事業ということで、今後、志布志市が今直営でやっているやつを、民間にお願いするという契約の変更がもう時期として来ているわけですね。そこについて、仮に民間に移った場合に、どう志布志市としてはこういった災害とか含めて、今回は今課長がおっしゃったとおりですけど、そういったことについてやはり契約を直営にした方がいいんじゃないのかとか、やはり民間に移す、その際はどういう対応をしてもらおうというふうに議論がされたのかどうか。されていなければいいんです。そこについては、もう契約の更新時期が、そろそろしたいという提案が議会にも示されていますので、これはまだ少ない方だと思うんですよ。大きな台風が来たら、この金額ではとても済まないというふうに思うものですから、そこについてはどういった議論がされて、ここに提案されているのかなというのをちょっと。議論していなければいけないでいいんです。

○情報管理課長（岡崎康治君） お答えいたします。

現在のI R U契約につきましては、今9年目となっております、来年の7月で現在の契約が満了を迎えるところでございます。その後につきましては、民間移管、譲渡ということで今取り組みをしているところですが、その後のこういった災害等が発生したときの管理につきましては、民間の方で、条件として災害時の保険に加入していただくようお願いして、管理をしていただく予定でございます。

○19番（小園義行君） 今回のここに、それぞれ地域が出ています。ここについては完全に復旧は終わっているというふうに理解していいですか。

○情報管理課長（岡崎康治君） 現在予算計上している箇所につきましては、仮復旧の場所もございしますが、断線等については復旧しております。断線工事等につきましては、終了しているところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第9号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号は、承認することに決定しました。



日程第5 議案第61号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

○議長（東 宏二君） 日程第5、議案第61号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業、新型コロナウイルス感染症感染予防対策事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第61号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に3億9,627万8,000円を追加し、予算の総額を311億4,953万5,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の5ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一次交付分を1億6,049万9,000円計上しております。

6目、教育費国庫補助金は、端末導入事業をリースから購入に変更することに伴い、公立学校情報機器整備事業を1節、小学校費補助金に5,373万円、2節、中学校費補助金に2,385万円それぞれ計上しております。また、学校における感染症リスクを最小限にするために、保健衛生用品等の整備を行うことに伴い、学校保健特別対策事業を1節、小学校費補助金に169万6,000円、2節、中学校費補助金に77万2,000円それぞれ増額しております。

予算書の6ページをお開きください。

16款、県支出金、1項、県負担金、2目、民生費県負担金は、本市が、令和2年7月4日に災害救助法の適用を受けたことに伴い、災害救助費負担金を341万3,000円計上しております。

予算書の7ページになりますが、19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として350万円減額、15目、ふるさと志基金繰入金は、今回の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業等の財源として1億5,581万8,000円増額しております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の8ページをお開きください。

1款、議会費、1項、議会費、1目、議会費は、本年度の常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の研修視察を中止することとし、それに係る経費を新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業の財源とするため350万円減額しております。

予算書の9ページ、説明資料は5ページをお開きください。

3款、民生費、4項、災害救助費、1目、災害救助費は、令和2年7月豪雨により被災した、被災者の応急救助に係る災害救助事業を341万3,000円計上しております。

予算書の10ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、5目、茶業振興費は、新型コロナウイルス感染症の影響により茶業経営がひっ迫しているため、茶の品質向上に資する更新作業に係る経費の一部を支援する茶生産継続応援事業を2,033万7,000円計上しております。

説明資料は6ページをお開きください。

6目、畜産業費は、新型コロナウイルス禍に、外出需要が減少する中、牛肉消費の低迷を受け枝肉価格が下落し、肥育経営がひっ迫しているため、牛マルキン制度への支援を行い、肥育経営の安定・継続を図る肥育経営緊急支援対策事業を393万8,000円増額、子牛価格が低迷しているため、肉用牛繁殖経営継続を支援、応援することにより、市内の繁殖基盤を維持する繁殖経営継続応援事業を800万円計上しております。

予算書は11ページ、説明資料は2ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた事業者に対して、給付金を交付し、事業存続の支援を図る「Withコロナ応援給付金事業（宿泊施設以外）」を1億2,700万円計上しております。

説明資料は3ページになりますが、3目、観光費は、特産品の売上げが落ち込んでいることから、オンラインショップの割引クーポンを発行し、「プレミアム付き商品券（宿泊）」の購入者へ配布することにより下支えするとともに、市内への誘客を図る「こころざしを手ぶらで」キャンペーン事業を808万5,000円計上、貸切バスを利用する学校等及び旅行者に対して旅行費用の一部を支援することにより、本市への教育旅行、企画旅行等の誘客を図る貸切バス旅行誘致事業を850万円計上しております。

説明資料は4ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けた宿泊施設に対して、給付金を交付し、事業継続の支援を図るWithコロナ応援給付金事業（宿泊施設分）を1,780万円計上しております。

4目、港湾振興費は、全国での新型コロナウイルス感染者増加に伴い、さんふらわあの乗船予約のキャンセルが相次いでいることから、感染予防対策の支援策として、非接触型サーモグラフィの設置及び志布志一大阪航路利用者に対する運賃を支援し、さんふらわあ及び本市への誘客を図る誘客促進特別支援事業を2,500万円計上しております。

予算書は12ページ、説明資料は1ページをお開きください。

9款、消防費、1項、消防費、4目、災害対策費は、避難所における新型コロナウイルス感染症対策及びプライベート空間の確保を行うため、パーティションを購入し、円滑な避難所運営を図る避難所感染症対策事業を668万8,000円計上しております。

予算書の13ページ、説明資料は7ページをお開きください。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、学校における感染症リスクを最小限にするために、保健衛生用品等の整備を行う学校再開支援事業（小学校）を386万8,000円増額しております。

2目、教育振興費は、ICTを効果的に活用した授業の実現や、テレビ会議システムを活用した学校内・学校間の情報通信を促進するため、カメラやマイクを整備する教育の情報化のための通信機器整備事業（小学校）を202万4,000円計上しております。

説明資料は8ページをお開きください。

6月定例会で議決いただきました一般会計補正予算（第5号）における国のICT環境整備の早期実現に伴い、児童1人1台端末を整備する公立学校情報機器整備事業（小学校）をリースによる導入から購入に変更するため、使用料及び賃借料を1,088万1,000円減額し、委託料2,008万1,000円、備品購入費9,680万8,000円それぞれ計上しております。

予算書は14ページ、説明資料は9ページになりますが、3項、中学校費、1目、学校管理費は、小学校費と同じく学校再開支援事業（中学校）を154万4,000円増額しております。

2目、教育振興費は、小学校費と同じく教育の情報化のための通信機器整備事業（中学校）を63万3,000円計上しております。

説明資料は10ページをお開きください。

小学校費と同じく、生徒1人1台端末を整備する公立学校情報機器整備事業（中学校）は、使用料及び賃借料を568万8,000円減額し、委託料978万5,000円、備品購入費4,810万7,000円それぞれ計上しております。

予算書は15ページ、説明資料は11ページになりますが、新型コロナウイルス感染症対策として書籍消毒器等の機器を整備し、利用者に安心・安全な利用環境を提供する市立図書館感染症対策事業を473万6,000円計上しております。

以上が、補正予算（第8号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東 宏二君） ここで新型コロナウイルス感染症対策のため、11時10分まで休憩します。



午前10時58分 休憩

午前11時08分 再開



○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これから質疑を行います。会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告が提出されておりますので、まず、岩根賢二君の質疑を許可します。

○17番（岩根賢二君） 議案第61号、一般会計補正予算（第8号）について質疑をいたします。

予算書の12ページ、予算説明資料1ページの避難所感染症対策事業についてお尋ねいたします。

1点目として、災害時における避難所の設置運営については、現在のような状況下では新型コロナウイルス感染症対策についても考慮しなければならないのは当然であり、パーティーションの購入には異議のないところではありますが、このような対策は、国が率先して対処してくれるべきではないかと思うのですが、国からの補助等はないものかお尋ねいたします。

2点目として、今回の令和2年7月豪雨の際に、各避難所に避難された世帯数と人数をお知らせください。

3点目として、パーティーションの数を200組とした根拠をお願いいたします。

4点目として、これは関連ということで質疑をいたしますが、避難所の数についてですが、行政告知放送によりますと、最終的に松山地域が3か所、志布志地域が11か所、有明地域が3か所ではなかったかと思いますが、面積的に考えた場合、有明地域の3か所は、いざ避難をしようとする人にとっては少ないのではないかと思われまます。せめて各校区に1か所設定することはできないかお尋ねをいたします。

次に、補正予算（第8号）の全体についてお尋ねをいたします。

一般会計補正予算（第8号）では、ふるさと志基金が主な財源となっていますが、ふるさと納税の寄附金額は現在どれくらいなのか、またそれは昨年度同時期と比較してどうなのか。

2点目として、ふるさと志基金の残高はどれくらいあるのか。

3点目として、返礼品の供給について、令和2年7月豪雨や新型コロナウイルス感染症の影響はないものかお尋ねをいたします。

○市長（下平晴行君） それでは、最初の予算書12ページの4点から答弁申し上げます。

まず1点目でございますが、今回の財源にはふるさと志基金を充てているところでありますが、現在、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の二次補正予算分での採択を検討しており、実施計画書を作成中でございます。この地方創生臨時交付金の対象となった場合、財源の振り替えを行う予定であります。

2点目でございます。令和2年7月豪雨では、市内で最大18か所の避難所を開設したところであります。地域別では、松山地域が3か所、志布志地域が11か所、有明地域が4か所であります。開設した18か所の避難所のうち、6か所の避難所に避難されております。各避難所の延べ避難者数でございますが、松山地域がやっちくふれあいセンターで最大1世帯2名、尾野見地区公民館で最大1世帯2名、志布志地域が志布志支所で最大9世帯14名、志布志市文化会館で最大1世帯1名、有明地域が伊崎田地区公民館で最大6世帯7名、有明地区公民館で3世帯4名であったところでございます。

次の3点目でございます。現在、本市は組立式のプラスチック製間仕切りを15組、ワンタッチパーテーションを22組、合計37組保有をしております。令和2年7月豪雨の際に避難された方々は、最大で23名でありましたが、昨年7月上旬の豪雨の際は、最大で235名の方々が市内に開設した各避難所に避難をされたところであります。今回整備を予定しているパーテーションの数は、昨年の避難者数の実績を一つの目標として考えたところであります。したがって、現在保有している37組に200組を追加整備し、保有目標数を237組としたところでございます。

次に、4点目でございますが、避難所につきましては、初期の段階で松山地域、志布志地域、有明地域それぞれ1か所ずつ開設し、その後状況に応じて開設数を増やしながら、最終的には18か所開設したところであります。校区ごとに避難所を設置できないかとの質問でございますが、今回の災害に伴う避難所の開設については、御質問の件も含めて御意見をいただいているところであります。開設の方法や開設場所など、より利用しやすい避難所の開設につながるよう担当部署に指示したところであります。このことは有明地域だけでなく、市全域で考えなければならぬところでありますので、内部で十分協議を重ねてまいりたいと思います。

次の点の質問でございます。

まず1点目でございます。ふるさと納税につきましては、外出自粛による巣ごもり需要が高まっていることや、生産者支援を目的に、全国的に寄附が増えている状況であります。本市のふるさと納税の状況につきましては、8月10日現在、申込みベースで4万9,480件、12億2,184万8,000円となっております。昨年同期と比べ226.1%となっております。

次に2点目でございます。ふるさと志基金の残高でございますが、令和元年度末の残高は19億865万円でございます。また先ほど答弁しましたとおり、今年度のふるさと納税の寄附額は、現在12億円程度でございますので、そのうち5割を返礼品や事務費等に活用すると仮定すれば、残りの金額が6億円程度となります。したがって、令和元年度末残高に現時点での本年度の残高見込みを加えますと25億865万円となります。一方、新型コロナウイルス感染症経済対策等で提案しました今回の第8号補正の充当分も含めまして、ふるさと志基金から、各種事業への充当額は、総額で25億1,763万円でございます。したがって、一般会計補正予算（第8号）提案後のふるさと志基金の残高は、4億9,000万円程度になる見込みでございます。

3点目でございますが、本市ふるさと納税返礼品の配送につきまして、まず令和2年7月豪雨の影響につきましては、一時的に交通網の遮断により、宅配業者の集荷に遅れが生じた返礼品もありましたが、現在は復旧し、通常通り発送しているところでございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、本市の返礼品配送は原則入金確認後、翌月末までに配送となっているため、大きな影響は見られないところでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○17番（岩根賢二君） まず、避難所の関係ですけれども、パーテーションの方は、国からの直接の補助はないけれども、後で地方創生臨時交付金に該当すれば、こちら等はまた財源振替をするということで理解していいわけですね。はい、分かりました。

それと、パーテーションの数については説明がありましたので理解をいたしました。

それと避難所のことなんですけれども、有明校区に限らず、全体的に見直しをしていくということによっていただきましたけれども、そのような形でお願いをしたいと思います。そこで、今は避難所の話なんですけれども、避難場所についてホームページには、相当な数の避難場所というのが設定してあるわけですが、これらについてもまた見直しをしていかなければいけないのではないかなど思っているところです。と言いますのが、収容人員というのが今までと違ってきますので、そこら辺も含めて検討をしていただきたいと思います。と思っております。

それと、パーテーションと併せて、今話題になっております段ボールベッドの整備は考えておられないのか、その点がちょっと気になるのですが、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

それとふるさと納税関係ですけれども、ふるさと志基金は、今年は去年よりも増えているということで、若干安心をしたところなんですけれども、これについては、今度の補正予算を全部充当した場合には、4億9,000万円しか残らないんですよという話でございました。このことについても、財源振替ができればまた復活してくるということで理解をいれるんですが、そのような考えでよろしいのか。

以上、お聞きいたします。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

まず、避難所の関係でございまして。避難所の見直しということで御提案いただきました。確かに今は最大、通常のスペースでの収容人数ということで、人数を示してはありますけれども、今後新型コロナウイルス感染症が収束していくかどうかというのを見通せない中で、やはり感染症対策に対応した収容人数の見直しでありますとか、また避難所の数の見直しでありますとか、そういったものは必要であると考えております。

現在、私どもの方でまだ全てではないんですけども、面積等を測りまして、実際に新型コロナウイルス感染症に対応したスペースというのを確保したときに、どのくらい的人数が収容できるのかというのを検証中でございまして、そういったところも含めて見直しをしていきたいというふうにご検討しております。

それと、段ボールベッドの件ですけれども、おっしゃるとおり、段ボールベッドの活用というのも一つ有効であるというふうには言われておりますし、そちらの方も今後考えていかなければならないとは思っております。今回パーテーションを整備しようと考えましたのは、まず、新型コロナウイルス感染症の感染予防、それとプライベート空間の確保というのを先にやっていく必要があるということで、今回パーテーションの購入ということで御提案をしているところでございます。段ボールベッドにつきましては、今後また必要に応じて検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○財務課長（折田孝幸君） 先ほどのふるさと志基金の財源振替の御質問でございまして、現在、

先ほど市長が答弁したように、見込みとしては4億9,000万円程度、今年度の現在高ということになっておりますが、今、新型コロナウイルス感染症経済対策事業等に6億389万2,000円のふるさと志基金、それから財政調整基金も1,989万6,000円、合わせて6億2,378万8,000円を充当しているところでございます。これは今回計上しております国の一次分の地方創生臨時特別交付金を除いた財源になっておりますが、今回も財源振替をさせていただいて、その金額になっております。今後も二次分で、ある程度交付金が追加されてくるという前提に立って、我々はそのときに財源振替をして、いわゆる自主財源である基金等については確保していきたいと考えているところです。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑ありませんか。

○11番（西江園 明君） まず説明資料でお伺いいたしますけれども、3ページの上段の「こころざしを手ぶらで」キャンペーン事業についてお伺いいたしますけれども、これの目的のところに、「プレミアム付き商品券（宿泊）」の購入者へ配布すると限定してありますよね。購入者ということですが、その下の方に2,000円を2,000枚ということですから、2,000人の人がプレミアム付き商品券（宿泊）を買うであろうという前提だというふうに理解するんですけど、今、これの見込みはどうなのかということが1点目と、次に、その2番目の内訳なんですけれども、委託料が808万5,000円ですよね、そのうち原資、クーポンに使うのは400万円ですよね。残り半分以上がシステム改修、広告宣伝費、印刷製本費というふうになっていますけれども、果たして費用対効果を考えた場合に、このシステム改修とかうんぬんというのはどういうものなのか。その辺をまず1点。

次の4ページの上段のWithコロナ応援給付金事業（宿泊施設分）ですけれども、ここに売り上げの分について給付額分が書いてありますけど、この額のまず根拠ですね。どういう根拠でこの額を定めたのか。100万円未満の宿泊施設もあるのかなと思ったりしながら、それについては30万円から始まって、最後は330万円ですけど、この根拠をお願いします。

それから、その下の段の誘客促進特別支援事業、これはさんふらわあを指しているんだと思いますけれども、「運賃特別割引助成を行うことにより」と、これは事業についてはうんぬんということはないんですけど、この運賃特別割引助成というのはどういうものなのか。2,500万円計上してございますけれども、これはどのくらいの割引なのか。例えばいろいろな乗船の場合、船賃については種類がありますよね。だからその辺のところについてちょっとお示しをお願いしたいと思います。

それからちょっと飛びまして、8ページの教育費関係ですけども、この下の段に公立学校情報機器整備事業（小学校）、次の次のページには中学校もありますけれども、タブレット購入ですけども合わせて2,000台以上のタブレットを購入するわけですよね。すごい良いお客さんというか、それに対してのこの単価ですね、タブレットが4万5,000円、ペンが1万1,000円、ケースが8,000円とか、私は単純に見て非常に高いような気がしています。ですから国の補助も絡みますけど、この単価というのは国が示したものなのか、それとも相場の単価なのか、それが

2,000台以上買うのに、その相場の単価なのか。そのようなところの根拠をちょっと示してください。

以上です。

○港湾商工課長（假屋眞治君） まず、3ページの上段の分でございますけれども、これにつきましては、ECサイトがありまして、そこでのクーポンをこのプレミアム付き商品券（宿泊）を購入された方に2,000円分を配布するというような計画でございます。

これを立ち上げる原因になったのが、4月頃のコロナの関係で、ちょうど物産をされる方々が関東地方とか関西地方での催事ができなかったということで、いろいろなものが全然売れなかったということがございました。そこを何とか支援したいという思いがございました。それで、プレミアム付き商品券を発行予定で、商工会の方で実施するんですけども、8月29日発行予定にしております。ということで、プレミアム付商品券を購入された方に2,000円お渡しすると。そういう方が、今度は観光特産品協会が立ち上げましたECサイトの方に行きまして、4,000円以上を購入されたときには、この2,000円分が有効になるというようなことで考えているところでございます。ということで、効果としましては、もし70%が売れた場合としたときに、4,000円購入があつて1,400枚だとすると560万円という効果が見えてくるということです。それに伴い会員登録されたことによりまして、また徐々に顧客が増えて、買ってもらうとまた増えていくというようなことを期待しているところでございます。

それから、積算の内訳なんですけど、まず原資となるものは400万円ということで、あとは観光特産品協会の方に委託をするわけでございますけれども、あとはクーポンの印刷代とかデザイン代、それから広告宣伝費というのがございますので、その辺の経費。それから今のところ、このECサイトというのが送料が発生しておりまして、今回は特別にこの送料というのをみてあげたいということで、経費としては考えているところでございます。

次に、4ページの上段のWithコロナ応援給付金（宿泊施設分）の積算根拠ということでございます。前回のときには、部屋数で3段階の評価をしておりました。それについてもお話を聞くと、ありがたかったということをお伺いしております。前回の場合は、経営持続化給付金と固定経費と雇用助成金の3本立てでした。その中で、やはり規模によって部屋でやっていてそれも対応はできたんですけども、中には部屋のダブルであるとかシングルもあるし、それから宿泊料のセッティングの仕方があったりして、いろいろ違うと。そういう中で、やはり規模が大きいほど、固定費とかそういうものがかかるんだということが分かってまいりました。5月分の申請を受け付ける中で、人数とか売り上げとかずっとデータをそろえておりまして、それと、あとは日本旅行協会のデータなどを参考にしますと、大体売り上げの3割から4割がそういう固定経費にかかるんだという調査がありました。それと私どもがそう思っていたデータを合わせますと、大体この4段階の区分でいくと対応ができるということを判断しましたので、今回対応しているところでございます。

それから、下段の方の誘客促進特別支援事業でございますけれども、これについては、まずは

サーモグラフィにつきましては、もう既に設置済みで、運用しているところでございます。それから、運賃特別割引助成ということで2,462万5,000円ということで計上してございますけれども、基本的には片道で2,660円割引、往復で7,010円の割引ということになっています。具体的にいうと、ツーリストというのがございまして、これは折りたたみのベッドがたくさんあって広い部屋なんですけれども、これを基準にしまして、10月からの料金になるんですけれども8,660円が6,000円になるということで、この場合は3割引というふうな状況でございます。それから往復でありますと、ツーリストというのが1万7,010円ですが、これを1万円にしますので、40%引きということなんです。あとはランクの高くなってくるところは料金が高くなりますので、割引率が低くなっていくというような状況でございます。

以上でございます。

○教育総務課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

単価につきまして、タブレット端末1台4万5,000円ということでございます。これにつきましては、国の方が1台当たり4万5,000円、3分の2については補助をするということで、定額の4万5,000円というのを国が示しているところでございます。これに基づきまして、県が共同調達を行うということで、プロポーザルを実施しております。その中で業者が端末についての提案、それから無償になる学習支援のシステム等を提案して、この金額になっているところでございます。実際そのプロポーザルをした結果、詳細の金額については、まだ業者が決定したということだけ連絡を受けておまして、その後まだ業者の方と協議ができておりませんので、金額的には4万5,000円程度になると考えております。

それからタブレットペンとケースにつきましては、実際導入するとなりますと、競争入札をするということになりますけれども、現在あるタブレットの保守をさせていただいている業者に見積りをとった内容で、予算を今計上させていただいておりますので、実際はこれより高くなることはないと考えております。

以上でございます。

○11番（西江園 明君） 今説明いただきましたので、「こころざしを手ぶらで」キャンペーン事業、費用対効果を質問しましたら、今課長が非常に無理してどうのこうのして560万円あるんだというような説明でしたが、私が言いたいのは、これは一部の人に限定ですよ。結局宿泊券を買わないと対象者じゃないということですよ、これを買う人は。ということは、限られているわけですよ。ですから、果たしてその一部の人を対象にするのはいいのかというのが、ちょっと疑問だったんですけど、これを導入しようと思った、この理由というか、ここに限定したという、ホテルの宿泊券1万円だったか助成していますよね。それにプラスこれをお土産として買ってもらうというようなその趣旨は分かるんですけど、限定している。それと、この事業を導入しようとした大きな理由は何なのかということです。

次に、さんふらわあの宿泊については、固定経費ということで理解をしましたがけれども、さんふらわあのこの分について、運賃によってそういうふうにご利用、最高3割から4割、往復の助成

をするということですがけれども、この10月から2,500万円という助成となると、どのくらいを見込んであるんですかね。そんな簡単に、このくらいは消費されるんじゃないかと思うんですけど、どのくらいのお客さんの人数を見込んで、この企画で、2,500万円を計上したのかということですか。

今、教育委員会の分の確認ですけど、タブレットについてはもう県が共同調達、県が決めて県が調達ということは、県が購入してそれを市が県に払うというような性格のものなのか。それとも県が業者だけ決めて、あと市で直接契約してくださいというふうに、共同調達のちょっと内訳をお願いします。

それとタブレットのペンとケースについては、これから入札をして決めるということですが、これ以上高くないようにという説明ですが、高くなるはずはないと思うんですよね。2,000個以上買って、それでこの金額は高いような気もするんですけども、ですから、タブレットについては、国がある程度示した金額があるのか、そのタブレットとこれを2,000台以上買って、この金額なのか。高くはならないと思います。私が言いたいのは、安くなるはずだなということでお聞きしているんですけども、その辺のところは答弁がしにくければ結構ですけども、県が共同調達という意味をお伺いいたします。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 初めに、この3ページ上段のキャンペーン事業の件でございますけれども、まずは、このECサイトということですので、当然インターネットとかスマホで購入をされます。できれば市内の方々じゃなくて、県外から感染防止対策をしているお店に、感染防止対策をしながら遊びに来てもらうと。県外の方のファンをつくりたいという思いが、今回特にこのECサイトという性質上ございましたので、まずはその手始めとして、今回ちょうどプレミアム付き商品券の宿泊分が発行されますので、それと合わせるということで、なおプレミアムが付きまして、宿泊の方も増えるというような相乗効果を狙いたかったということでございます。

それからさんふらわあなんですけれども、現状をまず申し上げますと、3月から大分利用者が減ってまして、3月で前年比34.1%の6,202人、それから5月に至っては前年比7.5%の1,120人ぐらいの乗客でございました。一時回復しかけたんですけども、7月からまた下がっているような状況でございます。7月時点で前年比24.3%ぐらいの旅客状況でございます。ということで、この組み立てとしましては、そこを何とか45%から50%ぐらいに乗客の底上げをしたいという思いがあって、今回こういう措置をしているところでございます。実際にすぐ売れるんじゃないかなという話もあったんですけど、7月時点で月だけをみますと、昨年が1万2,096人乗っていらっしやいまして、今年の場合が2,945人という状況です。これを45%にもっていくとすると、5,000人から6,000人の方を増やしていくと。それを随時やっていって、もし完売したときは完売で、その完売した後、まだ需要があるのであれば、あとはさんふらわあさんの方でその費用はみますということで調整をしています。ということで、少しでも利用いただけるように、計画を組んだところでございます。

○教育総務課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

共同調達についてですけれども、まず鹿児島県の方が共同調達を行いますよと。そしてこの共同調達に希望しますかということで、自治体の方に投げ掛けがございました。共同調達をするということで私どもが手を挙げたところでございます。そういった市町村が34市町村あるわけですが、それで、県の方がプロポーザルを行いまして、業者を選定したということでございます。今後は、その県が選定いたしました業者と直接契約をするということになるところでございます。契約はあくまでも県が選定した業者と市になるということでございます。よろしく申し上げます。

あと、ペンとタブレットについては、先ほど説明いたしましたとおり、指名競争入札になるかと思っておりますけれども、予算でございましてそういった入札をすれば安くなると考えております。よろしく申し上げます。

○11番（西江園 明君） ちょっと確認ですが、このさんふらわあの誘客、この分については、10月からこういう助成を行いますよというPRは、さんふらわあのサイトとかそういう部分で行うということですね。あえてこういう前の、市が行うようなECサイトの分について、あえてここまでPRに400万円をかけていますけれども、この補正予算説明資料4ページでは、さんふらわあがそういう助成がありますよというようなPRを、お客さんにはするというふうに理解していいんですか。確認です。

○港湾商工課長（假屋眞治君） ECサイトについては、当然物産の振興ということで、そちらはそちらでやると。今回さんふらわあの分については、補助金ということでさんふらわあにお願いいたしますので、広告等もそちらの方でやっていくということで考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（丸山 一君） 今度の第8号補正の中で、1点のみお伺いします。

説明資料の5ページの上段になりますけれども、災害救助事業なんですけど、この中で全額341万3,000円が県の支出金になっているわけです。これは、新規事業なのか県の事業なのかそれは分かりませんが、その中で職員が時間外勤務手当として30万円が計上されている。これも県の支出金の中で、職員のこの30万円という支出があるのも変だなという気がします。この説明もお願いしたいと思います。

次に、委託料の中で住宅の応急修理とか障害物の除去なんですけど、これもすごくありがたい事業であったわけですが、これがずっと継続されていくのかどうか、今回限りなのかお伺いします。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

災害救助法に基づきます災害救助の事務というのは、基本、県が実施をする事業ということでございますけれども、事務の一部を市町村に委託できるということがうたってございます。その中で県からはこの事業を委託するというので、この委託料の中の応急修理でありますとか、障害物の除去、これは当然委託の中でやっていくわけですが、救助の事務費という中で、

職員のこういった類の費用もみれるということでございますので、そういったものも含めて今回提案をさせていただいているところでございます。

それから、今回で1回限りなのかということなんですけれども、令和2年7月豪雨に対しての災害救助法の適用ですので、今回のみということになります。ただし、今後災害の状況がどうなるか分かりませんが、同じような形の災害が多発して、災害救助法の適用というのは、今後もあり得ることではあるかと思っておりますけれども、今回の災害救助法の予算につきましては、今回限りということでございます。

○12番（丸山 一君） この中で、障害物の除去に大体1世帯になっていきますけど、多分、私が申請をしました事業に対しての対応だと思うんですけれども、実際土砂崩れ等が起きたときに、即、翌日はもう危ないですから、2、3日経ってから原因追及にずっと調査に行ったわけですね。そうすると、その住宅の上の台地の部分が住宅化されていまして、そこで排水路が山の方に流れるように作ってある。宅地造成をした業者さんが多分そういうふうにしたんだろうと思うんですけれども、その先を見ていると、山のはずれの方に排水路が落ち込んでいる。これは他人の土地なんですけど、そこに25cmのトラフがいくようにしてあって、その下がもうほげていますね。宅地造成業者も勝手なことするなあという気がします。今日でそこあたりの住宅地の周りの水が、それこそ100年に一度みたいな瞬間降水量のかいのが来て、その水が全部そこに集中をして、その山の崖を削って、下の住居に侵入しているというのが原因なんですよ。それで、僕はもうそこで指摘をされて、どこから来ているからねということは言っているわけなんですけれども、市の方はその現地調査まではされて、これからどういうふうに対応するのか、検討されているのかをお伺いします。

○危機管理監（河野穂積君） まず障害物の除去というものの制度を、こちらの方で説明をさせていただきたいと思えます。障害物の除去といいますのは、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去するというので、元の住家に引き続き住むことというのが、災害救助法にうたわれております。例えば居室でありますとか、台所、便所等、そういった生活上欠くことのできない場所に土砂でありますとか、流木等が入り込んだ場合に、その部分の撤去をいたしまして、一時的に居住するというような状況に戻すということですので、災害救助法は、基本的には最低限の生活ができる状態に戻すというのが基本でありますので、いわゆる宅地内に侵入した土砂を、この障害物の除去で除去できるかというところではないです。ただ、例えば、道路から玄関までの間に多量の土砂が流入しまして、どうしても家に入ることができないという部分に関しては、この障害物の除去の範囲内になるということで、取扱要領ではそのような形になっているところがあります。これが、障害物の除去の基本的な考え方でございます。

○12番（丸山 一君） 今説明を受けたんですけど、この予算は福祉課関係で来ているわけですよ。これもまたちょっと不思議な気がするんですけど、災害だからなんで福祉なのか、そこはちょっと分かりませんが、僕が言いたいのは、災害が発生した場合には、耕地関係もそうですし、農政関係もそうですし、どこかに原因追及があるわけですね。原因があって、そこを調

査されて対応されていくのかなという気がするんですよ。この住宅の障害物除去に関しても、これももう2回目なんです。上部の方も山崩れの原因も、排水路が対応できていないから対応ということで。それと、もう1か所通山地区でも東側の方で山崩れが30mぐらい上から落ちていますが、あそこも畑地のところの排水路が何もないから、そこに水が集中して山崩れになっている。実際、忙しかったせいもあるでしょうけど、そういう原因追及をされているのか。それで、どういう対応をしていくのか最後にお伺いいたします。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） さっきの住宅災害の場所は、肆部合地区、サンキョーミート道路のところだと思いますが、そこについては、県の治山の方で対応はどうかということで、県の職員等と現場を見まして検討をお願いしたいということでは、現地を確認しているところがございます。

あとの畑についても、同じ治山という観点から、県の方とまた協議をして、採択できる方向では、また県の方をお願いしたいということで考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑ありませんか。

○2番（南 利尋君） 「ころごしを手ぶらで」キャンペーン事業と貸切バス旅行誘致事業と、誘客促進特別支援事業について、ちょっとお伺いしたいんですけど、これは時期的にはいつ頃からの実施がされるんですか。例えば、このさんふらわあに関しては、10月からということの答弁がありました。今の現状で行けば、8月31日までは県外移動を自粛してくれということも、今日も全協で要請があったわけですね。職員の方々に対してもそうですけど。例えば、これが10月から始めたいという答弁があったんですけど、このマイクロツーリズムに関しては、県内完結型のバスの旅行的なもの、学校教育関係の旅行的なものは、県内だけを受け入れますよという、県内に対してのそういう助成をしますよということがうたわれていますけど、この「ころごしを手ぶらで」キャンペーン事業とかさんふらわあの助成については、全国を対象にした事業だと思うんですけど、この事業が、例えば私たちに対して、9月いっぱい新型コロナウイルスが収束しますよという場面であれば、10月からスタートしようという展開になるわけですが、経済を回さなければいけないというのはもちろん根本的にあるわけですね。これが協議の中で、さんふらわあの乗客率がすごく下がっているという場面があります。では、さんふらわあの事業者に対しての支援を行うとか、そういう協議はなかったのか。今、関西近郊では、今まで以上にコロナ感染者の発生率が上がっている状況もありますし、その近隣の方々を、もう料金を安くしますから来てくださいということのそういう協議で、この支援を始めようということになったのか。また「ころごしを手ぶらで」キャンペーンの中でも、この時期的には、この前の6月議会でもありましたが、「時期を見てプレミアム付商品券の発行は行います」という答弁があったと思うんですけど、これもこのさんふらわあの事業と合わせて、10月ぐらいのそういう時期的なものはいつなのかということに対しての見解をお伺いします。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 基本的には、5月のときには緊急事態宣言が出まして、県境をまたぐような移動は自粛してくださいということがございました。その後、解除されまして、今

の状況でも増えてはいるんですけども、Withコロナということで感染症対策をお店はお店で行う、それからバスはバスでガイドラインが出ていますので行く、宿泊施設は宿泊施設でガイドラインが出て、そういう取り組みをされているところだと思います。それで私どもも感染症対策をしながら、そういうところを利用していくということで考えております。しかしながら、全体的な考えとしては、まだこの後に鹿児島県から自粛してくださいとか、全国的にそういうことがあった場合にはそのときのタイミングを見て考えていけないといけないというふうには判断していかないといけないと思っています。基本的にはこのキャンペーン事業の方については、システム改修等をしながら、できれば10月にはしたいというふうには、今のところ考えているところでございます。

それから、バスの貸切バス誘致事業は、当然今マイクロツーリズムそれから教育旅行とかというのが、今まででしたら志布志市内でも中学校になると関西地方に行ったりとか、それから九州各県を巡ったりというのがありました。その方向から今は近場からということで、県内でできないかということを探している状況でございます。ということで、旅行会社それから各自治体の助成を見ても、例えば、鹿児島市内の方が霧島市に泊まるとか、志布志市に泊まるとか、そういう引き合いもあるようでございます。ということで、これについてはそういうこともあって、あとは県の教育旅行受入対策協議会等からも、そういう旅行について県内各地、この辺ですと宮崎県、熊本県ぐらいまでにはなると思うんですけども、その範囲の近場で対応するということが推奨されていますので、そこ辺も留意しながらやっていきたいというふうには考えているところでございます。

さんふらわあにつきましては、先ほど言いましたとおり、今乗客は24.3%ぐらいで推移しておりますので、非常に困っているということで要望書もございまして、そういうものを助成制度、それからサーモグラフィの設置について要望がありまして、今回予算措置をするところでございますけれども、今申し上げたとおり、例えば関西、大阪府としても県外に行くなということが出てきたりする場合には、当然そこら辺は中止をするとかいうことは、その都度判断していくことになるかというふうには考えております。

○2番（南 利尋君） これは、今いろんな支援を行っていかないといけないという状況、経済も回していかないといけないという状況、私はこれまでも一般質問させていただきましたが、例えば市内の飲食店の関係者の方々は、入り口のドアに「市内在住以外の方はお断り」みたいな、そういうところまで感染症対策をされている店がいっぱいあるわけですね。ということは、そういう事業を持続させていきたいという方々は、もう自分のところでコロナの感染者を出しちゃいけないということで、もう念には念をで、そこまで市とか国とか県のそういう要請もなく、もう志布志市、今は暇で大変だけど、でもこの飲食店街からそういう感染者を出さないように、市内在住の方以外は御遠慮していただくということのそういう流れもありまして、でもこういう事業はもちろん必要な事業なんですけど、この時期的なものの判断のそういう、例えば今のこの7月からまた感染者が全国的に上向きになって増えてきているという状況がありますが、この議論

をされる前に、そのときは落ち着いていたかもしれませんが、ここ数日すごく感染者も増えた状況の中で、また情勢が変わってきた場面もあると思うんですね。その中で、ここでもっと今1,000人を超えた全国の感染者が出てきたと。そういう場面の中で、10月からと目標設定をしたが、もっとこの感染者が増えてくる場面の中で、またこの市内の事業者の方々との整合性ですよ。事業者の方々は志布志市で絶対しないように感染対策もしっかりしようという状況でやっていらっしゃる。行政は本当に志布志市のために経済を回していかなければいけないという認識の中で、そういう事業を行う。その整合性の在り方というのはどういう認識でしょうか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 7月にコロナが市内で発生しまして、要望書が観光特産品協会、商工会、旅館組合、それから料飲業組合から要望書が出ておまして、その中でまた大変だということで何とか支援が欲しいということと、それからやはりちょうど7月ぐらいの、特に宿泊なんですけれども、ディスカバー鹿児島キャンペーンがあつてかなり予約が入ったと。しかし、市内で発生してからガタリと落ちたという中で、霧島市が支援策を打ち出したりしている中で、そういうことも考えてくれという要望もございました。あとは情報発信をしっかりやってくれということがございました。整合性なんですけれども、いろんなものに準備が必要です。そこは目標にしながらやります。しかし、志布志市の方も新型コロナウイルス感染症対策本部会議がありますので、その中で意見を聞きながら、そこら辺の整合性を考えながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（東 宏二君） 質疑がまだほかにある方は、ちょっと挙手をお願いします。

○19番（小園義行君） ちょっとお願いします。このWithコロナの応援給付金事業には宿泊施設分と宿泊施設以外とありますね、ここは3月、4月、5月で前に1回出しましたね。今回、今度は6月、7月ということで継続ですけど、前のやつで給付金を1回受けた方は、これもまた大丈夫だよと、6月、7月の実績でそういうふうに理解していいですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 前回5月にしました分がありまして、それを既にもう受給されている方がいらっしゃいます。それで前回の全協の中で拡充をしました。その方々が今8月31日まで来られます。この受給された方も、今回また新たに申請されればもらえるということで計画をしております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

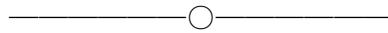
○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第61号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定しました。



○議長（東 宏二君） お諮りします。本臨時会に付議された案件は全て終了しましたので、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

以上で、本臨時会に付議された全ての案件が終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和2年第3回志布志市議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午後0時07分 閉会